

令和 7・8 年度（第 6 期） 島根県 要約筆記者養成講習会 受講者募集要項

【実施主体】社会福祉法人 島根県社会福祉事業団 島根県聴覚障害者情報センター

1. 目的

この講習会は、聴覚障がい者の福祉の向上と社会参加を促進し、要約筆記に必要な知識・技術及び対人援助技術を持った要約筆記者の育成を目的とします。

2. 講習内容

概ね次の内容について講習を行います。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 聴覚障がいの基礎知識 | (4) 対人援助の基礎理論 |
| (2) 日本語の基礎知識 | (5) 要約筆記の方法と技術 |
| (3) 社会福祉の基礎知識 | (6) 実技演習 |

厚生労働省（平成 23 年 3 月 30 日障企自発 0330 第 1 号）「要約筆記者養成カリキュラム等について」に基づき実施します。

3. 開講コース

◆手書きコース

◆パソコンコース

※両コース同時受講も可能です。

4. 募集人数

手書き・パソコン 各コース定員 20 名

※定員に達した場合は募集を締め切ります。

5. 対象者

島根県在住の 18 歳以上の方で、聴覚障がい者の福祉に理解と熱意があり、受講修了後、全国統一要約筆記者認定試験を受験し、島根県意思疎通支援者（要約筆記者）として活動できる方。

※パソコンコースについては、次の要件を充たす方

ア. 基本的なパソコン操作、ある程度タッチタイピングのできる方。

イ. 下記の条件をいずれも満たすノートパソコンが持参できること

①OS が Windows11 であること

②有線 LAN、HDMI ケーブルの接続口を有していること

接続口がない場合は、変換用 USB ハブの持参をお願いいたします。

※過去に未修了となった方も再受講できます。

6. 費用

受講料は無料です。テキスト代（4,000 円）、教材等の一部をご負担いただきます。

7. 日程・会場（詳細は日程表のとおり）

開催期間	主会場	講習時間
令和7年10月19日（日） ～令和8年11月	いきいきプラザ島根 （松江市東津田町 1741-3）	概ね 10:00～15:00

※会場の予約状況によっては、日程・会場が変更となる場合があります。

変更する際は、松江市内の会場を使用予定です。

8. 講習会修了条件

講習会修了には、下記3つの条件をいずれも満たす必要があります。

① 共通講義…26 講中 18 講以上の出席

② 実技科目…20 講中 14 講以上の出席

※両コース受講の場合は、手書き・パソコンいずれも14講以上の出席

③必修科目…②実技科目の第11講-5【総合実習】または第15講【演習】のうち
どちらかを履修すること

※ 1日に受講する講座数は、日程ごとに異なります。

例…1講1、1講2の日は2講分の受講など

共通講義は9講分の欠席、実技科目は7講分の欠席をされた時点で、
修了不可となりますのでご注意ください。

9. 受講申し込み

(1) 申し込み方法

所定の申込用紙に必要事項を記入し、**郵送**または**ご持参**ください。

※申込用紙は島根県聴覚障害者情報センターのホームページよりプリントアウトするか、
島根県聴覚障害者情報センターに来所いただき、設置している用紙をご利用ください。

ホームページアドレス <https://www.shimane-choukaku.jp/>

(2) 申し込み先

島根県聴覚障害者情報センター

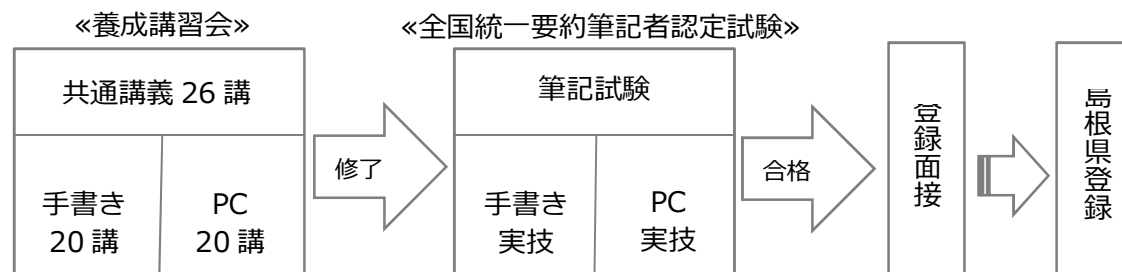
〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 3階

(3) 申込〆切

令和7年8月31日（日）（消印有効）

10. その他

講習会から登録までの流れ



11. 問い合わせ先

島根県聴覚障害者情報センター

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 3階

TEL : 0852-32-5960 FAX : 0852-32-5961

mail: center@shimane-choukaku.jp